

**安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例改正案概要に係る
パブリックコメントの実施結果報告**

1. 意見募集の期間 平成 25 年 11 月 16 日(土)から平成 25 年 12 月 18 日(水)まで

2. 意見提出者数 80 名(メール 48 名、ファックス 11 名、郵送 2 名、窓口 19 名)
市内 59 名、市外 21 名
氏名・住所の記載無し 10 名(参考意見)

3. 項目別意見件数

	飲酒	バー・パ キュー	入れ墨 tattoo	音楽	時間	水上 パイク	期間	範囲	罰則 規定	指導・ 勧告等	事業者 を含む
案に賛成	28 件	28 件	30 件	26 件	19 件	24 件	11 件	11 件	9 件	10 件	9 件
案よりも 厳しい規制	7 件	7 件	6 件	4 件	5 件	6 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
案よりも緩 い規制か、 別の方法	1 件	7 件	1 件	18 件	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
案に反対	17 件	10 件	10 件	14 件	27 件	4 件	2 件	2 件	7 件	1 件	8 件
合 計	53 件	52 件	47 件	62 件	52 件	36 件	13 件	13 件	16 件	12 件	18 件

4. 担当課 市民協働部経済観光課

5. 意見の概要と市の考え方(案)

1. 飲 酒

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	節度を守り、自己責任で楽しんでいる人までも規制されてしまうことになるので反対する。	マナーの悪い方の影響で節度を守っている方にまで規制がかかってしまいますが、今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。
2	飲酒できる場所を海の家に限定するのは便宜供与ではないのか。	飲酒そのものが悪いわけではありません。コントロールされた中での飲酒が可能なのは、現時点では海の家だと考えています。 また、海の家においても過度な飲酒とならないよう、運営方針・ルールで対応します。
3	海の家も禁酒として、海岸を全面禁酒とするべき。	
4	飲酒の規制は、現実的に困難ではないか。	
5	海岸のみでなく、周辺や駅にも規制周知の看板を設置する必要があるのではないか。	ホームページ、広報、看板その他の可能な限りあらゆる手段を用いて広報し、また市内の酒類を取り扱う店舗にも協力を依頼し、浜においても複数の看板を設置することを考えています。 飲酒を見かけたら、協力を得られるまで粘り強く指導を行います。 退去命令は最後の手段と考えています。
6	禁酒を実施するならば、大々的に広報・アピールを行う必要があると考える。	
7	市内で酒類を販売する店舗の協力が必要となるのではないか。	
8	海岸に着く前に、歩きながら飲酒をしている人もいたので、海岸より前と海岸に着いた時点での対応も考えた方がよい。	
9	缶で売っているジュースと酒類について、遠くからでは見分けがつかないのではないか。	

10	海の家営業時間が18:30より遅くなる場合には、海の家での飲酒可能時間も設定してはどうか。	今後の事業実施の際に、参考とさせていただきます。
11	海の家で提供する酒類を、アルコール度数の低いものに限定してはどうか。	

2. バーベキュー

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	節度を守り、自己責任で楽しんでいる人にまで、規制がかかることは反対。	<p>バーベキューそのものが悪いわけではなく、海の楽しみ方の1つではありますが、バーベキューに伴う臭い、煙、ゴミ、騒音問題を解決するのは困難です。</p> <p>これらをコントロールできるのは、現時点では海の家だと考えています。</p>
2	ルールを守って楽しめるバーベキュー専用エリアを設けた方が良いのではないかと。	
3	市民も海岸でバーベキューをやるので、届出制や許可制としてほしい。	
4	バーベキュー禁止とするのではなく、ゴミの投棄に対する規制など別の方法を考えるべき。	
5	バーベキューは通年で禁止とするべき。	
6	バーベキューができる場所を海の家に限定するのは便宜供与ではないのか。	
7	海岸のみでなく、周辺や駅にも規制周知の看板を設置する必要があるのではないかと。	<p>ホームページ、広報、看板その他の可能な限りあらゆる手段を用いて広報し、浜においても複数の看板を設置することを考えています。</p> <p>バーベキューをやっている、若しくは、やろうとしている方を見かけたら、協力を得られるまで粘り強く指導を行います。</p> <p>退去命令は最後の手段と考えています。</p>
8	浜でのバーベキュー禁止を実施するならば、大々的に広報・アピールを行う必要があると考える。	

9	渚橋下のバーベキューは目に余る状態なので是非規制を実施して欲しい。	渚橋の下に関しては、管理者である神奈川県も火気厳禁の看板を設置していますが、それでもバーベキューをやる方が後を絶ちませんでしたので、同所も海水浴場区域に含めて規制することを考えています。
10	駐停車禁止の国道 134 号線に車を停めて、バーベキュー道具を海岸に降ろしている人たちへの取締りを強化してほしい。	今回の規制が実現した場合には、その様な違反はなくなるものと考えております。

3. 入れ墨・タトゥー

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	入れ墨・タトゥーを入れている人は、露出禁止ではなく海岸に立入禁止とするべき。	入れ墨・タトゥーを入れること自体は法によっても禁止されておらず、現在ではファッションの一種となっており、また、国や地域によっては民族文化的な要素もあるため、一律の規制は妥当ではありません。 海の家に従業員についても同様に考えております。
2	入れ墨・タトゥーの入った人を海を家の従業員として働かせるべきではない。	
3	入れ墨・タトゥーの規制は、表現の自由への抵触、もしくは差別となるのではないか。	入れ墨・タトゥーを入れた方の海岸への立ち入りを禁止しておらず、基本的人権の侵害等には該当しないと考えています。
4	多くの人が怖いと感じるか否かの線引きはどうするのか。	人権に配慮しつつ、慎重に判断することとなりますが、その基準については今後検討します。

5	入れ墨・タトゥーの露出禁止とするのは、現実的に規制が困難ではないか。	<p>ホームページ、広報、看板その他の可能な限りあらゆる手段を用いて広報し、浜においても複数の看板を設置することを考えています。</p> <p>入れ墨・タトゥーを露出している方を見かけたら、上着を羽織る等の協力を得られるまで粘り強く指導を行います。</p> <p>退去命令は最後の手段と考えています。</p>
6	入れ墨・タトゥーを入れた外国人の方への注意等はどのようにするのか。	<p>逗子海水浴場には外国人の方も大勢来ますので、可能な限り看板等でその方々への周知や注意を行えるよう努めます。</p>
7	入れ墨・タトゥーについて、昔は反社会的分子の特徴であったが、現在では、国籍や性別を問わずアクセサリーと同様にファッションとなっている。年配の方が入れ墨・タトゥーを好まないことも理解はできるが、この規制は時代錯誤的ではないか。	<p>入れ墨・タトゥーについては、現在ではファッションの一種となっており、また、国や地域によっては民族文化的な要素もあります。</p> <p>市としては、入れ墨・タトゥーを入れた方の全てが、マナー等が悪い方だとは考えておりません。</p> <p>ただ一方で、怖いと感じる方がいることもまた事実であり、なるべく多くの方が海水浴場に来場できるように、露出禁止という方向で考えています。</p>

4. 音楽

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	音楽規制は基本的人権や表現の自由に抵触するのではないか。	<p>市としては、音楽そのものが悪いとは考えていませんが、近隣住民や海水浴客からの騒音苦情があることから、ファミリービーチにふさわしい静かな海岸を実現することが必要だと考えています。今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方、そして音楽との関わり方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。</p>

2	音楽を規制するのではなく、逆に今よりも盛り上げて、活用しながら解決を図る策をとってほしい。	市としては、音楽そのものが悪いとは考えていませんが、近隣住民や海水浴客からの騒音苦情があることから、ファミリービーチにふさわしい静かな海岸を実現することが必要だと考えています。今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方、そして音楽との関わり方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。(前頁No. 1と同じ)
3	音楽に対して、何らかの歯止めは必要であると考えるが、一律禁止には反対する。	
4	夏の海岸から音楽が無くなってしまふのは寂しく、逗子のまちが持っている文化的な雰囲気損なわれてしまう。	
5	音楽禁止の短絡的方法では問題は解決しないのではないか。	
6	音楽を禁止するのではなく、ライブ等の有料の演奏のみを禁止するべき。	
7	近隣住民のことを考えない音楽は文化だという無責任な声に惑わされずに、規制をしっかりと実施してほしい。	
8	音楽の好みは人それぞれであり、自分が聞きたい音楽はイヤホンで聞いていれば良く、わざわざスピーカーを通し周囲の人にまで聞こえる状態にする必要はない。規制をしっかりと実施してほしい。	今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方、そして音楽との関わり方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。
9	ラジカセ等から音楽を流しているのは日本人ばかりではないため、外国語での注意も行う必要があると考える。	逗子海水浴場には外国人の方も大勢来ますので、可能な限り看板等でその方々への周知や注意を行えるよう努めます。
10	音量規制では対応できないのか。	事業者の音量規制に関しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」にて、逗子海岸は最高で55デシベルまでと規定される区域に分類されますが、実情は国道134号線を行き交う車と、風や波の音で55デシベルを超えてしまいます。県の規定を緩和した規制は認められていません。したがって音量規制は困難と考えています。 海水浴客が出す音量規制に関しては、規制がないため、今後検討します。
11	ライブやイベント等については禁止しても良いかもしれないが、砂浜でのラジカセや店舗のBGMについては音量規制とするべき。	

12	BGMは海の家、店の雰囲気作りにとっても重要である。ジャンルで規制を行うことはできないのか。	<p>音楽のジャンルは細分化されており、常に変化を続けているので、特定のものに絞ることが非常に困難であることから、ジャンルによる規制とはしませんでした。</p> <p>今後の逗子海水浴場と音楽との関わり方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。</p>
13	静かな浜で海水浴をしたいので、市がFM放送を流すのも控えるべき。	<p>音楽そのものが悪いわけではなく、騒音にならない程度のもは許容されると考えており、その1つとしてFM放送を捉えています。</p>
14	海岸や海の家での演奏・ライブ演奏について市に許可申請を行う方式としてはどうか。	<p>海の家が行う演奏・ライブ演奏については、今年は認めないことを考えています。</p> <p>海岸において従来から行われている行事、その他周辺地域に迷惑をかける恐れのないものについての許可等については今後検討します。</p>

5. 営業時間

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	海を家の営業時間違反にも指導、勧告をするべき。	<p>昨年と同様に「運営方針・ルール」での対応を考えています。違反した店舗には指導、勧告を行い、繰り返した場合は海岸組合による営業停止や除名処分を想定しています。</p>
2	営業時間が18:30まででは早すぎると思う。	<p>海水浴場開設時間は17:00までとなっており、海の家本来の目的を前提に、その後における更衣や飲食・休憩時間を考慮し設定しました。</p>
3	18:30に閉店してしまうと、会社帰りのサラリーマンなど、近隣住民の利用も減少してしまうのではないかと。	
4	海を家の経営に大きな影響がでるのではないかと。	

5	本来海の家は、海水浴客の更衣・休憩のための施設であるので、案に賛成する。	海水浴場開設時間は17:00までとなっており、海の家本来の目的を前提に、その後における更衣や飲食・休憩時間を考慮し設定しました。(前頁No. 2~4と同じ)
6	音楽営業が禁止となるならば、営業時間は逆に延長すべき。	海の家が本来は海水浴客のための利便施設である更衣・休憩所であることから、延長は考えておりません。
7	夏の18:30はまだ明るく、海の家が閉店し、従業員が退出してしまうことにより、その後の海岸での監視の目や防犯体制はどうするのか。	皆さまからのご意見を踏まえて、従業員の退店時間を閉店後1時間ではなく、1時間半を目途とすることを考えています。 また、市が行うパトロールについては昨年以上に強化することを考えております。
8	海を家の営業時間を18:30より伸ばして、逆に海岸の監視の目として活用した方が良いのではないか。	
9	海の家閉店後の海岸清掃やパトロールはどうなるのか。	
10	海を家の営業時間は、日の出・日の入りの時刻及び近隣住民の安眠に配慮して設定するのが望ましく、条例にもそのように記載すべき。	営業時間が日々変動することは、海の家と海水浴客の双方に混乱を招くため、考えておりません。

6. 水上バイク

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	水上バイクは全面的に禁止とするべき。	公有水面である逗子の海において、市が水上バイクの立ち入りを全面禁止とすることはできません。また、水上バイクの違反を取り締まる権限は海上保安庁にあり、市では直接取り締まることができないため、パトロールや取締りの強化を申し入れます。
2	水上バイクに対する取締りを厳しくして欲しい。	
3	水上バイクについては、傍目から見ても明らかに気になるため案に賛成。	

○罰則規定を設けない

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	罰則規定を設けるべき。	実効性のある罰則を設けるには検察庁との協議が必要で、これには通常半年程度かかるとされています。協議後の周知期間も合わせ考えると、今年からの導入は困難です。従って、今年状況をみて平成27年度からの導入を検討することになります。

○1～4の違反者への指導・勧告、退去(中止)命令

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	警備員のみではなく警察と一緒に、指導・勧告、中止(退去)命令を行うべき。	規制を実施する際には、警察の協力が不可欠であるので、今まで以上に連携がとれるように努めていきます。

○運営方針・ルール等の改訂・作成の協議の場に事業者を含める

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	協議の場から海岸組合は外すべき。	現行の「運営方針・ルール」の中の海の家に関する基本的な部分は条例、規則で規定されます。その他運営に係るルールを設けるに当たっては当事者の意見を聞かずに決定することは、事後の運用に支障をきたす可能性があるため、事業者を協議の場を含めることを考えています。
2	実際に規制の影響が大きい海岸組合を協議の場に加えることに賛成である。	

○改正案概要全体に係る事項

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	規則での規制が多いが、決定プロセスの透明化のため条例とするべき。	<p>今年の様子（風紀その他改善がみられた場合や逆に悪化した場合）によって平成 27 年度に見直しが考えられるものについては規則としました。</p> <p>また、途中で悪化してしまった場合の更なる規制強化への迅速な対応を可能にするためでもあります。</p>
2	条例では一度決まると見直すことが難しいので、条例で決めることは最小限にして、マナー等のルールとして啓蒙してほしい。	
3	子どもが安心して遊べて家族・友人と楽しく過ごせる海水浴場にして欲しく、また、静かな逗子を取り戻して欲しいので案に賛成する。	<p>ファミリービーチにふさわしい静かな海岸を実現することが必要だと考えています。今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方、そして音楽との関わり方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。</p>
4	ここ最近の海水浴場の様子はひどいため、いったんリセットするという今回の案の趣旨に賛成する。	
5	市の案に賛成なので、警察等と協力して実効性のある規制を実施して欲しい。	<p>規制を実施する際には、警察の協力が不可欠であるので、今まで以上に連携がとれるように努めていきます。</p>
6	マナーの良い一般の人たちも楽しんでいたことを規制するのは、行き過ぎた規制だと考えるので、全ての条例改正案の見直しが必要だ。	<p>規制を実施することが主な目的ではなく、ファミリービーチにふさわしい静かな海岸を実現することが必要だと考えています。今後の逗子海水浴場のあり方や楽しみ方については、条例改正後に各種団体や市民に参加を呼び掛けて新たな協議会を立ち上げ、検討します。</p>

○パブリックコメント意見募集内容以外にも様々なご意見を頂きました。

皆様から頂いたご意見は、今後の事業実施の際に参考とさせていただきます。

NO.	意見の概要
1	海水浴場開設期間のみではなく海水浴場期間外も含めて、市外の方だけではなく市民もルールを守るように注意喚起をもっと行うべきだ。
2	これを機会に、海水浴場のあり方を考えるべき。
3	規制後の海岸のビジョンが重要である。
4	行政・市民・事業者の3者で、逗子海岸の目指す姿を共有し、協力できる体制を整えて欲しい。
5	海岸から海の家を無くすことはできないのか、若しくは海岸組合以外の市民も出店できるようにできないのか。
6	市が海を家の管轄権を所有すべき。
7	市が海を家の出店・営業内容に関する審査を行ってほしい。
8	ルール違反をした海の家に対する罰則の強化して欲しい。
9	現在多い、若者（20代）向けの海の家だけでなく、幅広い年代に受け入れられるように、多様な営業形態の海の家を育成すべき。
10	反社会的勢力と関わりのある海の家を排除すべき。
11	米兵への対策（ルールの遵守と取締り）をとってほしい。
12	海岸への車両乗り入れ禁止や車止めの管理を徹底してほしい。
13	県・警察・近隣市町と連携を密に取ることを考えてほしい。
14	市外から来場者に対しては入浜料を取るべき。
15	規制を行った際に起こりうる事態を可能な限り想定して対処の仕方を想定しておく必要がある。

16	入場客が減になることは地元経済にも悪影響が出るのではないか。
17	禁煙についても、しっかりと取り締まる必要がある。
18	海岸での花火、特に打ち上げ花火を禁止とすべき。
19	逗子海岸を国際的なビーチリゾートとして確立し、市民にやさしく、産業が活性化し、市政に利益を生み、環境にも優しいビーチとしてはどうか。
20	この条例は、神奈川県等と協議を行い、海水浴場期間中のみではなく、小坪まで含めた通年の海岸全体に関する条例とすべき。
21	海水浴客が、水着姿のまま街中を歩きまわるのを禁止して欲しい。
22	海の家建築期間及び解体期間について、しっかりとルールを守らせてほしい。
23	海の家が、市内の酒屋から酒類を購入するようできないか。
24	閉店時間のみではなく、開店時間も定めるべき。

○参考意見（住所・氏名の記載が無かった方からのご意見概要です）

1	早い時間の従業員退去で海の家被害が出た場合、損害賠償はするのか。
2	海水浴場を開設することによって発生するお金の流れを調査してはどうか。
3	海岸組合を解散させるべきだ。
4	市税を払っている市民を最優先にした海岸の確保が最重要事項であると考えてるので、今回の案に賛成する。
5	海を家の営業時間は、海水浴場と揃えて17:00とするべきだ。